



戸頭団地7-7街区（茨城県取手市）
土地譲受事業者募集について

独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）は、戸頭団地7-7街区（茨城県取手市）で、土地譲受事業者の募集を行うこととしましたので、お知らせいたします。

本募集は、申込書類を直接お持ちいただく申込方法に加え、郵送（簡易書留等の信書）によるお申込みも受け付けます。詳細は、募集・申込要領をご覧ください。

お申込みを希望される場合は、あらかじめ募集概要記載のお問い合わせ先へご連絡ください。

お問い合わせは下記へお願いします。

東日本賃貸住宅本部 ストック事業推進部 用地・施設課

電話：03-5323-2040

東日本賃貸住宅本部 総務部 総務課

電話：03-5323-2555

UR都市機構の歩みは戦後の住宅不足解消に端を発しています。1955年から様々なステークホルダーとともに、時代時代の多様性に即し、安全・安心・快適なまちづくり・くらしづくりを通して、「人が輝く“まち”」の実現に貢献してまいりました。そしてこれからも、変化する社会課題に挑戦し続けることで皆さまにお応えし、「人が輝く“まち”」づくりに不可欠な存在でありたいと考えております。これまで培ってきた持続可能なまちづくりのノウハウをいかし、都市再生事業・賃貸住宅事業・災害復興支援・海外展開支援に全力で取り組んでまいります。

<https://www.ur-net.go.jp/>



土地譲受事業者の募集概要

物件概要	地区名	戸頭団地7-7街区
	所在地番	茨城県取手市戸頭七丁目7番3
	譲渡面積	15,561.47㎡(公簿)
	交通状況	関東鉄道常総線「戸頭」駅から徒歩12分 関東鉄道常総線「戸頭」駅からバスで約3分「戸頭公園前」下車、徒歩1分
	用途地域	第一種中高層住居専用地域(建ぺい率60%・容積率200%) 第一種住居地域(建ぺい率60%・容積率200%)
	募集用途	医療・福祉連携施設、子育て施設、市民交流施設、商業施設 (詳細は、募集・申込要領をご確認ください。)
	契約種類	土地譲渡契約
	地区の概要	当地区は、団地再生事業により生み出された敷地です。取手市立地適正化計画(令和2年4月)において戸頭駅周辺の都市機能誘導区域に設定されていること及び戸頭団地における地域医療福祉拠点化の取り組みのため、地域に望まれる施設を誘致することにより、周辺地域のまちづくり及び良好な市街地の形成促進に寄与することを目的として、民間事業者へ譲渡するものです。
土地譲受事業者決定に係る手続き	募集・申込要領配布期間	令和5年7月24日(月)～令和5年8月7日(月) 土日祝を除く、午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで
	募集・申込要領配布場所等	配布方法は、事務局での直接受取り又は郵送とします。 1 事務局で直接受取りを希望される場合 令和5年8月7日(月)正午までに、事前に来社日時を事務局へご連絡の上、お越してください。 2 郵送による受取りを希望される場合 令和5年8月7日(月)正午までに、以下の項目を事務局E-Mailアドレス宛に送信してください。送信後、事務局に電話をしてください。 ①企業名、②送付先住所及び郵便番号、③担当部署等・担当者名、④電話番号
	申込方法	機構所定の申込書及び必要書類を作成し、令和5年9月27日(水)午後4時までに事前に事務局へご連絡の上、直接持参又は郵送にてお申込みください。詳細は、募集・申込要領をご確認ください。 《申込書等の受付期間》 令和5年9月28日(木)から令和5年9月29日(金)まで 午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで ※ 郵送の場合、簡易書留等により令和5年9月29日(金)午後4時必着。
	土地譲受事業者の決定	1 お申込みの際に提出いただいた提出書類等の内容及び申込者の資格等を総合的に審査し、譲受適格者を選定します。選定の結果、「譲受適格者として該当する者なし」とする場合があります。 2 上記1により選定された譲受適格者による競争入札を行い、開札の結果、機構が予め定めた価格以上の最高額入札者を土地譲受事業者として決定します。
	開札日	令和5年10月26日(木)
	契約・引渡時期	令和5年11月22日(水)(予定)
	お問い合わせ先(事務局) (募集・申込要領配布 申込受付場所)	〒163-1382 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー19階 独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部 ストック事業推進部 用地・施設課 電話：03-5323-2040 E-mail：X91270@ur-net.go.jp ※ 土日祝を除く、午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

案内図

戸頭団地



位置図

戸頭団地7-7街区

